

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社ユニバンス
【英訳名】	UNIVANCE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 鈴木 一和雄
【本店の所在の場所】	静岡県湖西市鷺津2418番地
【電話番号】	053(576)1311(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 曾布川 守男
【最寄りの連絡場所】	静岡県湖西市鷺津2418番地
【電話番号】	053(576)1311(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 曾布川 守男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金4円 総額83,321,060円

ロ. 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり定款を変更するものであります。

変更案第21条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第21条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。

電子提供制度の導入により不要となる現行定款第21条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除、および、これらの新設・削除に伴い、規定の効力に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、鈴木一和雄、谷 典幸、村松通泰、および志藤昭彦の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、森嶋 正、および谷田部栄夫の両氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、岡野隆男氏を選任するものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）に対し、役員賞与総額9,000千円（うち監査等委員分2,700千円）を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	162,535	382	-	(注)1	(注)4 可決(99.05%)
第2号議案	162,735	182	-	(注)2	(注)4 可決(99.17%)
第3号議案					(注)4
鈴木 一和雄	155,687	7,230	-	(注)3	可決(94.88%)
谷 典幸	162,613	304	-		可決(99.10%)
村松 通泰	162,625	292	-		可決(99.11%)
志藤 昭彦	162,566	351	-		可決(99.07%)
第4号議案					(注)4
森嶋 正	162,741	176	-	(注)3	可決(99.18%)
谷田部 栄夫	162,742	175	-		可決(99.18%)
第5号議案	162,740	177	-	(注)3	(注)4 可決(99.18%)
第6号議案	162,293	624	-	(注)1	(注)4 可決(98.90%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上